

2017年10月19日（木）

《問い合わせ先》  
総合労働局  
総合労働局長 富田 珠代  
直通電話 03 (5295) 0517  
代表電話 03 (5295) 0550

報道関係者各位

## 2018 春季生活闘争 基本構想について

連合は、本日開催した第2回中央執行委員会において、2018 春季生活闘争の闘争方針策定に向けた基本構想を確認しましたので、ここに報告いたします。

### 【概要】

- わが国は経済・社会の構造変化や技術革新の加速化への対応など予測の難しい変化が待ち受ける中にあり、「経済の自律的成長」「包摂的な社会の構築」「人的投資の促進」「ディーセント・ワークの実現」が求められている。
- 所得の向上による消費拡大に向けては、すべての働く者の「底上げ・底支え」「格差是正」の実現が必要である。これまでの賃金引き上げの流れを継続・定着させるためにも、月例賃金の引き上げにこだわり、到達目標の実現やミニマム基準の確保に取り組む。その上で、賃上げ要求水準は、2%程度を基準とし、定期昇給相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め4%程度とする。
- 中小企業労働者や非正規労働者の処遇改善のためにも、「大手追従・大手準拠などの構造を転換する運動」「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」の流れを継続・定着・前進させる取り組みを進めていく。
- 個別企業労使は「人材の確保・定着」と「人材育成」がこれまで以上に重要課題となる。長時間労働を是正し、正規労働者・非正規労働者を問わず、個々の状況やニーズにあった多様な働き方を選択できる仕組みを整えていくことで、それぞれの能力を高め、それによって生み出された労働の質的向上分に応じた適正な処遇を確保することが必要である。
- 今後は、11月1日～2日に開催する2018 春季生活闘争中央討論集会など組織討議を踏まえ、12月5日の第76回中央委員会にて2018 春季生活闘争方針を決定する。

